



厚生労働省

東京労働局発表
平成22年3月1日

担 当	東京労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 小山 雅之 主任需給調整指導官 吉田 貴則
	電話 03-3452-1474 FAX 03-3452-5361

一般労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

東京労働局（局長：東 明洋）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分一般労働者派遣事業主

名 称	株式会社スタッフサービス
代表者の職氏名	代表取締役 本原 仁志
所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番4号
許可に関する事項	許可年月日 平成14年4月8日 許可番号 般13-011061

第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づき労働者派遣事業改善命令
（改善命令の内容は下記第4のとおり）

第3 処分理由

株式会社スタッフサービスは、繰り返し是正指導を受けて、複数の事業所において同様の法違反が認められたことから、東京労働局長から全社における全ての労働者派遣の総点検の実施を指導され、これに対し是正した旨の報告を行ったのに、その後も、

労働者派遣法第26条第1項
同法第26条第6項
同法第34条第1項
同法第35条の2第1項

同法第37条第1項

に係る違反を3の派遣先において行っていたことから、その是正指導を受け、これらの事案については是正の取組みを行っているものの、さらに以下の法違反を行っていたものである。

1 派遣先Aでの期間制限違反等

平成20年3月14日から平成21年9月30日までの間、東京第二オフィスから神奈川県所在の派遣先Aに対し、自由化業務(*1)である来客者の受付及び案内、登録カードの発行、記念品の配付等の業務を、5号業務(事務用機器操作)(*2)と称して、労働者派遣契約を繰り返し延べ7回にわたり締結し、派遣労働者延べ384人日を派遣して、派遣可能期間を超える最初の日(以下「抵触日」という。)以降も労働者派遣を行った。

(*1)労働者派遣法第40条の2第1項各号に該当しない業務。派遣可能期間に制限(原則1年、最大3年)がある。

(*2)労働者派遣法施行令第4条第5号に掲げる事務用機器操作の業務。派遣可能期間の制限がない業務の一つ。

2 派遣先Bでの期間制限違反等

平成17年7月4日から平成21年10月21日までの間、佐賀第一オフィスから佐賀県所在の派遣先Bに対し、自由化業務である在庫チェック、製品の配達を行うトラックの受付等の業務を、5号業務(事務用機器操作)と称して、1月から6月程度の労働者派遣契約を繰り返し締結して派遣労働者延べ1,227人日を派遣して、抵触日以降も労働者派遣を行った。

3 派遣先Cでの期間制限違反等

平成20年6月23日から平成21年10月28日までの間、佐賀第一オフィスから佐賀県所在の派遣先Cに対し、自由化業務であるパソコンのトラブル対応等の保守業務等を、5号業務(事務用機器操作)及び23号業務(OAインストラクション)(*3)と称して、労働者派遣契約を繰り返し延べ7回にわたり締結し、派遣労働者延べ332人日を派遣して、抵触日以降も労働者派遣を行った。

(*3)労働者派遣法施行令第4条第23号に掲げるOAインストラクションの業務。派遣可能期間の制限がない業務の一つ。

4 派遣先Dでの期間制限違反等

平成17年2月14日から平成21年10月29日までの間、佐賀第一オフィスから佐賀県所在の派遣先Dに対し、自由化業務である契約者等からの電話での問い

合わせへの対応、銀行等での入金対応、文具類の発注、郵便物・宅配物の配付・発送、派遣先の社員からの頼まれごと等の庶務関係の業務を、5号業務（事務用機器操作）と称して、労働者派遣契約を繰り返し延べ46回にわたり締結し、派遣労働者延べ1,861人日を派遣して、抵触日以降も労働者派遣を行った。

5 派遣先での就業実態の管理が不適切等

平成20年7月1日から平成21年9月10日までの間、東京第一オフィスから東京都所在の派遣先Eに対し、5号業務（事務用機器操作）の付随的業務として行う班長業務、発送等の業務を、全体として5号業務として取り扱うためには、5号業務と付随的業務の就業時間数を適正に管理しなければならないのに、これを労働者派遣契約、就業条件明示書等に明示せず、就業の実態を適正に把握しないまま、5号業務と称し、労働者派遣契約を繰り返し延べ7回にわたり締結して派遣労働者延べ275人日を労働者派遣した。

6 派遣元責任者の変更の届出遅滞

東京第二オフィスにおいて、平成21年11月に派遣元責任者の変更があったにもかかわらず、遅滞なくその旨の届出を行っていなかった。

以上により、下記の各条項の労働者派遣法違反を行っていたものである。

- ① 労働者派遣法第11条に違反して、派遣元責任者の変更を遅滞なく届け出なかった。
- ② 労働者派遣法第26条第1項に違反して、労働者派遣契約に係る書面に、従事する業務の内容、指揮命令者、就業の日、就業の時間等（付随的業務の内容及びその就業の時間を含む。）の内容（以下「業務等の内容」という。）を適正に記載しなかった。
- ③ 同法第26条第6項に違反して、派遣可能期間に制限がある業務について、派遣先から抵触日の通知がないのに労働者派遣契約を締結した。
- ④ 同法第34条第1項に違反して、派遣労働者に対し、業務等の内容及び抵触日を適正に明示しなかった。
- ⑤ 同法第35条の2第1項に違反して、派遣可能期間に制限がある業務について、その抵触日以降も労働者派遣を行った。
- ⑥ 同法第35条の2第2項に違反して、派遣先及び派遣労働者に対し、抵触日以降、労働者派遣を行わない旨を通知しなかった。
- ⑦ 同法第36条に違反して、定められた業務を行わせるために選任したはずの派遣元責任者に、派遣元事業主の責任において当該業務を適正に行わせなかった。
- ⑧ 同法第37条第1項に違反して、派遣元管理台帳に記載すべき業務等の内容を

適正に記載しなかった。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

1 株式会社スタッフサービスの全ての事業所において、平成22年2月1日から同年3月1日までに行った全ての労働者派遣、及び同年3月1日において契約締結済みの全ての労働者派遣について、労働者派遣法に則して行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に下記違反事項について重点的に点検すること。

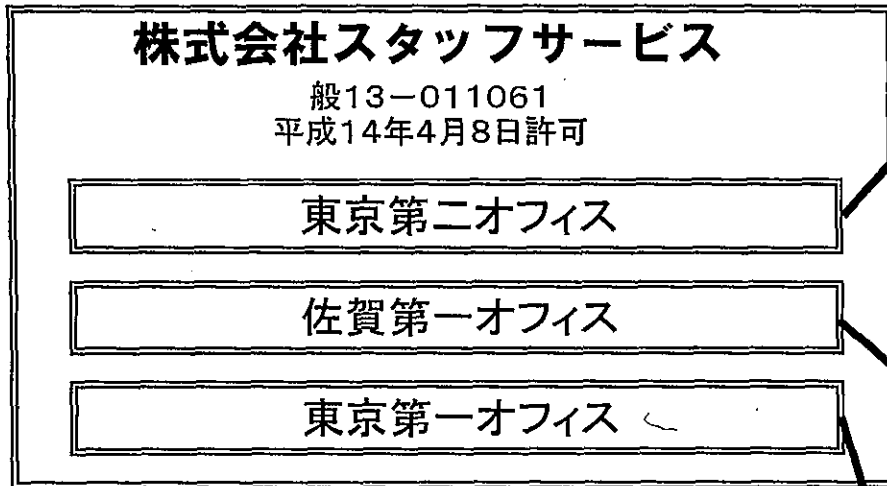
- ① 労働者派遣法第11条
- ② 同法第26条
- ③ 同法第34条
- ④ 同法第35条の2
- ⑤ 同法第36条
- ⑥ 同法第37条

2 上記（理由）の事項に係る労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

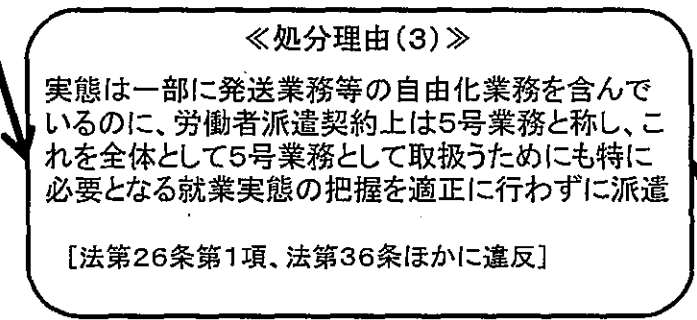
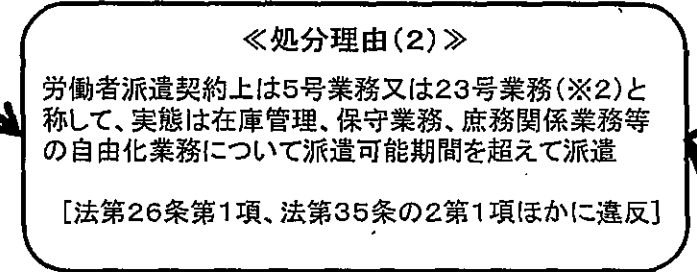
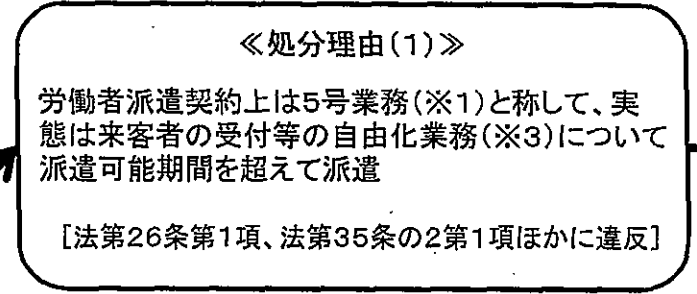
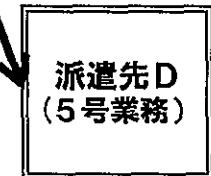
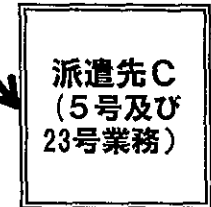
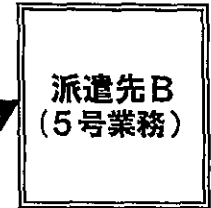
3 労働者派遣法等労働に関する法律に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

株式会社スタッフサービスの事案の概要図

《派遣元事業主》



《派遣先》



- 《処分理由の全法条項》

 - 法第11条 派遣元責任者の変更の届出遅滞
 - 法第26条① 派遣契約の業務内容、指揮命令者、就業日、就業時間等の定めが不適正
 - 法第26条⑥ 派遣先から派遣可能期間の抵触日の通知なく自由化業務の派遣契約を締結
 - 法第34条① 就業条件通知書の業務内容、指揮命令者、就業日、就業時間、派遣可能期間抵触日等の記載が不適正
 - 法第35条の2① 派遣可能期間を超えて派遣
 - 法第35条の2② 派遣可能期間の抵触日以降派遣を行わない旨の通知をしなかったこと
 - 法第36条 選任した派遣元責任者に、派遣元事業主の責任において適正に業務処理を行わせなかったこと
 - 法第37条 派遣元管理台帳の業務内容、就業日、就業時間等の記載が不適正

(※1) 専門26業務の1つである「事務用機器操作の業務」。専門26業務とは、政令第4条において、専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務として規定された業務で、派遣可能期間の制限がない。

(※2) 専門26業務の1つである「OAインストラクションの業務」。

(※3) 自由化業務とは、専門26業務以外の業務。派遣可能期間に制限(原則1年、最大3年)がある。